普通会計決算を一般家庭の家計簿に例えると…

年間の収支は約２万 2,000 円の黒字



金額が大きく、使用されている用語も聞き慣れない、町の決算内容。
単純に比べることはできませんが、令和７年度の普通会計歳入決算額 131 億 8,491 万円を、年収 450 万円の「よさのさん」の家計に置き換えて例えてみます。

収入合計：4,500,000 円		支出合計：4,478,000 円	
• 給料、パート収入など	940,000 円	• 食費	942,000 円
• 預金引き出し	68,000 円	• 医療費	553,000 円
• 仕送り、援助など	3,206,000 円	• ローン返済	481,000 円
• ローンの借入金	286,000 円	• 家の増改築、修繕、車などの購入	418,000 円
		• 光熱水費、日用生活品など	684,000 円
		• 仕送りなど	1,381,000 円
		• 預金積み立て	19,000 円

決算審査意見書

※広報紙掲載のために要約しています

令和7年度は、町政20周年の節目の年として、長年の懸案であった新給食センター新築工事への着手や、野田川地域認定こども園の整備に向けた解体・造成工事、三河内地区の浸水対策に係る奥山川流域の測量設計など、大規模事業が具体的に動き始めた。一方、物価高騰対策やがん患者生活支援事業、三河内・石川地区の学童保育所整備など、町民生活に寄り添った施策も実施された。

しかし、人事院勧告や地域手当の支給開始による人件費の増加、物価高騰に伴う物件費の増加など、財政を取り巻く環境は厳しさを増している。少子高齢化や行政需要の多様化に加え、人員不足も深刻化しており、従来の業務見直しだけでは十分な対応が難しい。限られた財源と人員を有効に活用するため、ＤＸ（※）の推進や行財政運営の総点検を進める必要がある。

特に、継続事業や過去からの慣習にとらわれることなく、事業の必要性や効果を検証し、類似事業の統合やスクラップアンドビルドを進めることが重要である。また、組織・人員体制についても、管理職の兼職や繁忙期における職員の柔軟な兼務など、業務効率化と人員の有効活用につながる仕組みを検討するとともに、国・府の補助制度を積極的に調査・活用することが求められる。行政サービスの維持に向けては、受益者負担の適正化についても、町民への十分な説明を前提に検討していく必要がある。

令和8年4月の町長選挙を経て新たな町政がスタートしたが、新給食センターや認定こども園、与謝野駅改修、浸水対策など、今後も大きな財政負担が見込まれる。さらに、国の政策や国際情勢、金利動向など、町政を取り巻く環境は不透明である。将来にわたり健全な財政運営を維持するため、英知を集結して実効性のある施策を作り出していただきたい。

そのためには、組織の縦割り意識をなくし、課を越えて意見を出し合える風通しの良い職場環境をつくり、限られた人員の中で職員一人ひとりの力を最大限に生かすことが重要である。新たな町政のもと、全職員が危機感を共有し、町民サービスの向上と未来の与謝野町のため、果敢に改革と挑戦を進めることを期待する。

与謝野町監査委員　森垣（もりがき）　剛（つよし）
江原（えばら）　英樹（ひでき）

「令和7年度各会計歳入歳出決算および基金運用状況審査意見書」の全文は議会事務局で閲覧できるほか、町ホームページに公開しています。

町ホームページ

※ DX（デジタル・トランスフォーメーション）… デジタル技術（AI やスマートフォン、インターネットなど）を活用して、行政の仕事のやり方や、町民サービスをより良いものに変えていく取り組みのこと。



令和８年12月１日（火）から

開庁時間を変更します。

― 試行期間中は午前９時～午後４時へ ―

与謝野町では、行政サービスの維持・向上を目的として、開庁時間の短縮を 12 月１日（火）から試行的に実施します。
住民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

問　総務課 ☎43-9010

試行期間

12 月１日㊋～令和９年３月 31 日㊌

開庁時間

【変更前】午前８時 30 分～午後５時 15 分

▼

【変更後（試行期間）】午前９時～午後４時

※ 野田川庁舎における夜間延長窓口は、これまでどおり毎週水曜日（祝日、年末年始を除く）の午後７時まで実施します。出生・死亡などの戸籍の届け出、転入・転出などの住民異動の届け出、戸籍謄抄本・住民票などの証明の発行ができます

対象の庁舎など

役場本庁舎・加悦庁舎・野田川庁舎
野田川衛生プラント

＜電話はどうなるの？＞

電話については、**代表番号以外は原則として開庁時間（午前９時～午後４時）に合わせた運用**とします。

試行実施の目的

- 限られた職員数の中でも、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくため、窓口業務の効率化や事務処理時間の確保に取り組みます。
- 閉庁時間を活用し、「窓口でお待たせしないための事前準備」「申請や相談への迅速な対応」「制度改正や専門業務への対応」などに取り組み、行政サービスの質の向上を図ります。

住民の皆さまへ

- 各種証明書の発行や届け出などでご来庁の場合は、開庁時間内にお越しいただきますようお願いします。
- マイナンバーカードを利用した各種証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書）のコンビニ交付や、電子申請が利用できる手続きについては、積極的なご利用をお願いします。

便利なサービスのご利用をお願いします

コンビニ交付

「住民票の写し」「印鑑登録証明書」については、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機にて取得が可能です。

※ 令和９年２月10日(水)からは、所得証明書、課税証明書も発行可能となる予定です

郵便請求

各種税証明、戸籍謄抄本、住民票などは郵送で請求することが可能です。

◀税関係　▶戸籍関係

電子申請

引っ越しや児童手当、介護などの手続は、マイナンバーカードおよびマイナアプリに対応しているスマートフォンなどをお持ちであれば、マイナポータルから行うことが可能です。

※ 電子申請の対象手続は順次拡大予定です